

備規則の中では難しいと、そのように判断をさせていただきます。

それから中の街灯でございますけれども、街灯につきましても、先ほど私一般の集合住宅の例で申し上げましたけれども、それぞれ集合住宅等についてもその管理上必要な街灯というのはそれぞれついているわけでございますが、それらについてもそれぞれ集合住宅の設置者、あるいは借りる人、そういう人たちがその経費については負担しておると、そういうふうな状況でございますので、御理解いただきたいと思ひます。以上でございます。

○市民部長（小野光朗君） それでは続きまして、ダストボックス、公社住宅のダストボックスの御質問に御答弁申し上げます。

このダストボックスの導入につきましては、当初四十年代だったと思ひますけれども、市と公社の間で話し合いが行われまして、ダストボックス方式をとったようでございます。そのときには御質問のとおり、私が最初答弁では公社負担と思ひましたけれども、御質問のとおり市負担でなされたようでございます。その後、ごみの収集方式等につきまして、ごみ減量対策協議会、当時はそういう名前だったんですけれども、あるいは厚生委員会等いろいろな検討の結果、やっぱりポリバケツや袋等による収集方式が福生にふさわしいということになって、その後そのようになっているわけでございますけれども、その当時、そういう時点の中で、熊川住宅あるいは加美平住宅等々におきましては、市とそういう関係者の間で話し合いが持たれまして、そういう収集方式を変えようと思つたんですけれども、やはり各団地というんでしょうか、そういう方々の要望で当然そこに置かれていたというふうなことでございます。そしてそのときに、公社、団地等の負担になったというふうな経過でございます。

いずれにいたしましても、今後それでは公社住宅、団地等をダストボックスではなくてポリバケツ等の収集方式に変えたらいかかという御質問でございますけれども、そういう経過等もございしますので、もし全体として公社住宅等の団地等が話し合ひで御要望がそうなりました場合には、市としてもまた検討を加えていきたいと思ひますので、よろしくお願い申し上げます。

○十二番（原 敏子君） 市長の答弁から、今の答弁の順にまた再質問させていただきます。

本町保育園の市長の答弁ですけれども、その中で、市長個人の考え方としてはわかりました。万国旗でもいいし日の丸でもいい、まあ別に何でもいいじゃないかと、言ってみればそういうことだろうと思ふんですけれども、

まずもう一点ここで聞かせてもらいたいですけれども、日の丸が日本の国旗でありますというふうな答弁がありましたけれども……（「そのとおりだよ。」と呼ぶ者あり）この日の丸が日本の国旗であるというふうな定められたものはどこにあるのでしょうか。私は、日の丸は日本の国旗ではないというふうに思ひますので、法律的な根拠はどこにあるのか、それを教えてください。

それと……（「日の丸は日本の国旗だ」「憲法の何項にあるんですか」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 静粛に願ひます。

○十二番（原 敏子君） それと、保育料です。私は、保育料が今の時点で、言ってみれば五九・二％になってしまつたという、この間の決算で、本当は五九・八％ぐらいになっていた、六〇％ぐらいになっていたはずなのに、減税の関係があつて現時点では五九・二％になっているわけですね。六十三年度の保育料を上げたときに、言ってみれば平均で六〇％にして上げたつもりだったわけですね。ところが結果と言ひますか、減税の措置があつて現在は五九・二％だと。私が聞きたいのは、保育料の専門委員会の答申を尊重するわけだから、そうしますとあと〇・八％足りない。だから私は、来年度はこのあとの〇・八％を上げる気があるのかどうなのか、上げるつもりなのかどうなのかというのを聞きたいんです。だから、五九・二％が妥当だというふうな答弁をいただきましたので、五九・二％で、六〇％にしないで進んでいくんだろうなというふうには考えますけれども、その点それでいいのかどうなのか、もう一回聞かせてください。

だから、すごく簡単なんですよね。私は保育料をこの三年連続で上げて、保育園を利用する市民の皆さんは、保育料が本当に高く大変でどうしようもないという話を聞くわけです。特に二人以上子供を預けている家庭では、家計の支出の中で保育料だけが突出するわけですね。何とかならないかということをお聞きするので、保育料の値上げはやめてほしいということと同時に、二子目以降の保育料を、国基準、国基準というふうに、これをもとにして六〇％の保育料を徴収しようというんならば、この二子目の保育料も国基準どおりD四階層まで半額にすべきではないかということをおっしゃるんです。片方だけ国基準とりまして、片方は国基準より高く取るということはおかしいのではないかと。あと順次続けていきますけれども、入院見舞金制度につきましては、調査をしていただいてぜひとも実施していた

だきたいというふうに思います。市長にぜひ老人入院見舞金についてはお聞かせいただきたいんですけども、実態調査などをもう何年か前から担当はやっているわけです。私はもう何回もやってますから、もうこの入院見舞金だけでもう三年ぐらいたっているはずなんです。この動向調査をしているので、ということなんですけれども、市長としてはこの老人入院見舞金制度が、現時点で老人福祉の福生市の施策の一つとして、私は見合っているというふうに考えるんですけども、市長としてはどういうふうに考えられますか。他市の状況はともかくとして、福生市として福生にお住まいになっているお年寄りの皆さんに、病気で入院されたときに見舞金は出そうじゃないかというお考えがあるかどうかを聞かせていただきたいと思います。

敬老金や給食サービス、入浴券につきましては十分検討していただいて、特に入浴券につきましては、もう一人暮らしであろうと老人世帯であろうと、言ってみれば現状は同じですよ。一人でいるか二人でいるかの差だけで、これはぜひとも、この入浴券は老人世帯だけでもこれは配布していただきたい。これはまたお聞きしたいと思いますので、これはぜひともそのようにお願いしたいと思います。

住宅の関係ですけれども、実施している田無や狛江の実情を今説明していただきましたけれども、そういう実情があるんですよ。市が間に入ってお年寄りの住まいを求めてもこういう実態があり、家主がなかなか貸さなくなっているという実態があるわけですよ、裏返して見れば。ですからお年寄りがお借りしようとすると、これはもっともっと難しい条件で貸してもらえないというのが、これはもうそうなるだろうというふうに思います。だからこそ、東京都もこういうような借り上げた場合助成をするというような施策をとってきたんだろうと思うんです。ですから、これは行政としてもなかなか難しいことですよ、お年寄り個人としてはもっともっと大変なことになりますので、これはぜひとも行政としてやっていただかなければ、お年寄りの住まいは確保できないのではないかとこのように思います。せっかく東京都がそういう助成を出すことを決めたわけですから、早速福生市でもそういうような対策をとっていただきたいというふうに、これは思います。

借り上げるだけではなくて、私が調べたこの一覧表を見ましても、武蔵野市では、老人住宅を提供した人に――家主さんですよ、五万円、これは金額は私の調べたのはちょっと古いですが――五万円を支給するとか、府中市では、こういう敬老住宅を建築する人には資金を斡旋して利子補給をするとか、また町田市なんかでは、家屋の修理、

改装をするときに、普通の自宅ですね、五十万円程度、これは補助金として、貸し付けではなく補助金として支給するとか、東久留米市なんかは借り上げ方式を市がやってないので、民間アパートや借家住まいの一人暮らしのお年寄りに月二千五百円支給するとか、そういういろいろ、まだまだありますけれども、ちょっと例を挙げましてもお年寄りの住宅対策というのは行なわれているわけです。

ここで東京都がせっかくこういう助成を出しましたので、ぜひともこれはやっていただきたいというふうに思うわけです。これらにつきまして、先ほどの答弁ではいろいろな状況を教えていただいて、結果的には検討したいということなんだろうというふうに思うんですけども、福祉につきましては、福祉だけではなくて一般質問に対しましては比較的、検討したいとか研究したいとか調査したいとかという言葉が頻繁に出てくるわけなんです、この老人のアパートにつきまして、この検討というのをどれぐらいをめどに検討していくのかということだけ教えてください。民生委員さんのことにつきましては、よくわかりました。そうしますと、民生委員さんは相談や指導やボランティア的なものとか、社協に対する協力とか、言ってみれば行政とのパイプ役をやっているわけですよ。その中でも一つ、お年寄りの方たちの実態調査をぜひともしていただきたいというふうに思うんですけども、現状の福生市の民生委員さんの活動から見ても、これ以上今の活動よりももう一つ実態調査と言いますと、仕事と言いますか、協力していただくことがふえるわけですけれども、それは可能なのかどうなのか。今の民生委員さんの活動状況から見ても、それを聞かせていただきたいし、三回目の質問ですから、ぜひともこのお年寄りの実態調査をどのように行おうとされているのか。調査研究してやると、早い時期にやるということなので、民生委員さんをお願いしてやろうと思っているのか、また違う手立てをとろうと思っているのか、そのところを教えてください。

あと問題は、老人の関係で敬老金とかいろいろ、これはもうこれで結構ですけれども、一人暮らし、お年寄り世帯、これらの各市でやっているさまざまな事業がありますね。先ほども言いましたけれども、その方たちを対象にした本当にささいな事業もあるんですけども、やはり実態調査が終わらなければそれらが検討できないということではなくて、せっかく東京都からいい本が出てくるわけなので、その施策の中身も書いてありますよ。ぜひともそこをやはり研究していただいて、福生市で来年度からでもすぐに取り入れて行える事業があるというふうに考えますので、積極的にこの事業を進めていただきたいというふうに思いますので、これだけは要望しておきます。

それと、れんげ作業所ですけれども、そうしますと、六十四年度が二人、六十五年度が三人から四人、六十六年度が、まあふえるばかりですよね。そうすると、今のところは定員をというふうな答弁がありませんでしたけれども、とりあえずじゃあ、来年度はこの二名ふえるわけですけれども、十五名定員ではできないのではないかと思っていますけれども、十七名定員としてこのれんげ作業所の定員を変えるのでしょうか。そして次の六十五年度は二十名の定員にするのかどうなのか。やはりこのれんげ作業所へ通う保護者の皆さんは、やはりそのところが心配なわけです。何とかしてもらえらるうというふうに期待はしておりますけれども、一定定員という線が引いてありますと、定員が十五名ですから十六人目はだめですよというふうになられたら困ると。だから、はっきりと定員を広げてもらえれば安心していただけるということ、これはもうそのとおりだろうと思えます。ですからその定員を、当面はこのれんげ作業所でいくんだということでしたら、定員を広げるのかどうなのか。そのところを教えてください。

それと保育園の関係ですけれども、とにかく保育園の運営のこれから先の見通しですけれども、部長が、全体を見直す必要があるので福祉部、保育園の関係でこれから検討していくんだと。十分検討していただきたいと思うんです。検討していく中で、皆さんプロですからわかりだと思えますけれども、事務報告書を見ましても、きのうの南木さんの質問の答弁で聞きましたも、ゼロ歳、一歳、二歳児が保育園に入らなくて困っているわけですね。三歳から四歳、五歳児は保母さんと子供の数が、保母さんの充足率が緩くなっていますから、一人二人ふえても何とかなるわけですが、そうしますと、私はやっぱりこれから先の福生市の保育行政そのものを見直すには、ゼロ歳、一歳、二歳児の定員を広げていくことが、保育所の健全運営につながるし、これはそうしなければならぬというふうに思うわけです。

事務報告書をばっと見ますとね、保育園は定員よりも子供が少ないじゃないかと。十二園、福生市には保育園があるけれども、十園でいいのではないかなというふうな、そういう見方がされるわけですね。実情をよく調べてみると、保育園に入りたくても入れない子供たちがまだたくさんいると。こういうようなことがありますので、これは早急に見直し、この見直しということは、産休明けやゼロ歳から二歳児までの子供たちの定員をふやすということになると思いますが、このこととをせひとも研究をし、早急にやっていただかなければならないというふうに思いますので、検討したいということです、せひともそのことはお願いしたいと思います。そして事務報告書の関係で

すけれども、あれを見ますとすべて入れているみたいな感じがするわけですね。よく御存じない方たちは、保育園とというのはもういらぬのかなというふうな、そういう誤解を招きやすいので、一月にはついでに、あそこの欄の下の方に、一月は未措置児が何人、何歳が何人なんて、ついでに書ければなお結構ではないかというふうに思いますけれども、それも要望しておきます。

それと、保育料の関係ですけれども、国基準の答弁がありまして、専門委員会の答申を尊重したいという、さっきの市長の答弁は、五九・二％で妥当と思っているというのと、部長は尊重したいというのと六〇％になっちゃうんですけれども、そのらの差がもう一度市長に答弁をしていただきたいと思えます。

国基準の関係ですけれども、いろいろ御親切に答弁していただきました。百二十人定員で二十三名の職員が必要であると。一人当たり、四歳からゼロ歳ですか、かかる経費をお聞きしましたけれども、私の、国基準がこうですよね、言ってみれば、国基準というんでしょうかね、国はこういうふうに定めているわけですね、これだけかかるよと。私はそもそもが保育料というのは保育に欠ける子のサービスなので、人件費は取らないものではないかというふうなことを言ったわけですけれども、ついでにこのゼロ歳から四歳児までの、今かかる経費を教えてくださいました。人件費を抜いた経費はそれぞれ幾らになるでしょう。それを教えてください。

それと団地のことですけれども、これは部長、この団地につきましては、公園につきましては払い下げ、私が何年前かにやりましたね、公園につきましては払い下げだとか借用については公社と交渉したけれども、言ってみれば、公社は建て替えの時期があつて、そのときに支障を来すからだめだというふうな答弁があつたんだろうというふうに思います。私が質問したその後、それ以前は公園につきましては、遊具の修理や買いかえや、砂場の補充だとか、いろいろ維持管理もありますね、公園の中でも維持管理、ペンキの塗りかえだとかそういうものの中で公社が持つものが、その後の交渉によりましてペンキの塗り替えと遊具の維持管理は公社がやるようになったんですよ。今共益費では、公園の中の砂場の砂の補充、それを共益費の中でみているわけです。六十二年度の加美平団地の共益費の中で見ますと、公園の砂にかかる経費が四十七万円だそうです。

こういう点から見まして、私はきつと部長が、と言いますか福生市が公社と公園についていろいろ交渉した結果、言ってみれば遊具だとかペンキの塗りがえを公社がやってくれるようになったんだろうと思えます。ですからもう

一歩進めていただきまして、公園の砂の補充を公社がすれば、一般の団地住民からしてみれば、児童遊園と何ら変わらないことになるわけです、結果から見れば。公社がそれがいやだと言え、それでは福生市にお住まいの住民の皆さんが、とてもほかの平地に住まれている住民の皆さんと非常に不公平があるので、公社が市に公園を貸さないんならば、当然公社がすべきではないかというような住民の立場に立った交渉を、ぜひともしていただきたいというふうに思っていますけれども、その点いかがでしょうか。

これにつきましては、給水塔の電気代についてもそうですし、道路や街灯の電気代なんかについても当然そういうような立場で交渉をしていただきたいと思えます。ですから上級官庁である東京都に対してお願いするのではなくて、福生市民である団地住民の皆さんの立場に立って、福生市のほかの地域に住んでいる人たちと、これでは不公平が生まれると。住民負担が団地の住民の皆さんだけ、この部分を見ますと二重に経費がかかり過ぎているんだと。この部分だけを見ますとね。住民負担しているわけですから。それは困るので、東京都としても公社としても、これは何らかの改善をしてほしいという要求を、当然団地の自治会も行うでしょうし、担当の福生市としてもぜひともその立場でこういうような交渉をしていただきたいというふうに思っています。

道路の関係ですけれども、現実には、部長の言われるのもわかりますよ。全部が一つの敷地としてその中にできた道路だから、そこにあるような私道とはちょっと違う要素があるからできないんだということも、それもわかりますけれども、でも現実には、あの道路を、あの敷地を柵がしてあるわけではなくて、不特定多数の方々があそこを通行しているわけです。団地の住民の皆さんだけではなくて、言ってみればあそここの棟と棟の間のあいう生活道路は、こちらの普通の平地の私道と何ら使用するに当たっては変わりがないものなんです、現実がですよ。使用する形態がです。何ら変わりがありません。それなのに、敷地の中で、だからできないというのは、私はおかしいものではないかというふうに思っています。ですから、これはやはりこういうふうに部長が答弁されるのであれば、あそここの道路を使っている団地住民やその他市民、ほかの方たちの便を図るためにも、ぜひとも公社がこれは改善、改修しなければならぬということも強く言っていたきたいし、福生市としては困っているというように、そういうことでやっていたきたいと思うんです。

現実にあの道路で、穴ぼこがいっぱいあいているようなところでけがをされた方もあります。そういう話を聞くと

びに、何でもここがいつまでもたっても直らないんだろうと。住民の皆さんから見ますと、ほかの道路はよくなっているのに、私たちが住んでいる団地だけはいつも道路が改修されない。福生市はどうなっているんだというふうな見方もされるわけです。それは部長が言われるように、言うところは違いますが、言っても、でも普通の人はそういうふうに見ますよね。それはそうだと思います。ですからそういう点、名誉回復のためにも、東京都に対してこの改修はぜひとも強く言っていたきたい、このように思いますけれども、その点どうでしょう。

時間がありますから、ごみの関係ですけれども、そうしますと、部長、私は袋やポリバケツがいいなんて言っているんじゃないんですよ。もしもそうならどうするんですかと言っているんです。それで、もしもダストボックスが、そういうふうに通うんなら、じゃあダストボックスやめたよと。じゃあ袋にするよと言ったときに、それでごみ収集できますかというふうに通うんです、現実の問題として。千世帯のごみをポリバケツや袋で収集することが現状でできるんでしょうか。それだけ聞かせてください。そのときに検討するとかしないとかじゃなくて、今の実情でできるのかどうか。

○議長（村尾栄次君） 一時まで休憩いたします。

午前十一時五十九分 休憩

午後一時 開議

○議長（村尾栄次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○市長（石川彌八郎君） 先ほどの、日の丸が国旗か否やの話でございますが、確かに明文化はされていないかもしれないけれども、日本国民になんじの国の国旗は何かと聞いたら、大方の人が日の丸と答えるのではないかと思います。そういったようなことからでも十分に国旗と言えのではないかと、かように思います。以上でございます。

○助役（浅見裕康君） 私の方から二点ほどお答えします。

まず、第一点のれんげ作業所の関係でございますけれども、これから対象者がふえるということに対してどうなのかということですが、当然、管理運営上支障を来すということの事態になれば、それ相応の対応をしないと、こういう形でひとつ御理解をいただきたいと思えます。

それからあと、保育料の關係で、市長が五九・二％、これが妥当であると、こういう判断をしたと、こういうふうなことで御質問あったようですが、これについて、妥当なら値上げをしないのかどうかと、値上げをことしはしないのかどうかというふうな趣旨の御質問だと思えますけれども、先ほど申しましたように、当然この委員会御答申をちょうだいしたわけでございますから、それを踏まえて対応するということになります。したがって、現在まだ結論づけたものはございませんけれども、一応五九・二％というのは六〇％を踏まえた形で妥当であると、この範囲でお答えしたと、こういうふうな理解をしていただきたいと思います。

○福祉部長（石川和夫君）

私の方から、四点ほどになるかと思いますが、御答弁させていただきます。

まず入浴券の關係で、老人世帯まで枠の拡大をというふうなことでございますけれども、これにつきましては今後調査する中で検討をさせていただきたいというふうに思っております。

それから実態調査の關係でございますけれども、先ほど申し上げましたけれども、民生委員さんも非常にお忙しい中、いろいろ活動していただいておりますけれども、今後民生委員協議会とも相談しながら強力要請をしてまいりたいと考えております。

それから料金の半額の、第二子目の關係でございますけれども、御指摘のように、国の基準ですと所得が三十六万以下の場合には五〇％というふうな形で言われておりますけれども、当市の場合には第一子が六〇％を目標という中でございまして、実際には国基準より高いんではないかというふうなことでございますけれども、実際の保育料第一子が六〇％ということでございます。その八〇％でございます。国の基準を上回ることはございませんので、御答申どおり実施させていただきたいというふうに思っております。

それから、先ほど申し上げました、各それぞれのモデルケースで申し上げました国の基準ということでは、例えばゼロ歳児の場合に一人当たり十九万八千円程度かかるわけでございますが、この約九〇％近くが人件費に当たるわけでございまして、実際に当市で第一子の場合には、未満児の場合には保育料というのは四万二百円が六十三年度の保育料でございます。一歳児につきましても同様な九〇％が人件費、あとは八五・六％が人件費に当たるのではないかと、いうふうに思います。以上でございます。

○建設部長（森田 進君）

住宅問題に關連いたしましたして、市が先ほど来出ております問題点について公社の方へ要望

してもらえないだろうか、そんなふうな御質問でございますが、これは本来的にはやはりそこにお住まいの団地の住民と公社との問題だろうと、そんなふうに考えますが、こういった公の席でそういうふうな問題が出ていると、そういう点については公社の方へ申し伝えていきたいと、そのように考えます。以上でございます。

○市民部長（小野光朗君）

続きまして、公社住宅のダストボックスの収集体制の変更でございますけれども、例えばポリバケツ、袋等による収集体制ということでございますけれども、道路事情、あるいは収集体制等いろいろ困難な問題があると思えますけれども、実施不可能というふうには解しております。ただ、いずれにしても公社の管理の問題、ごみを含めてでございますけれども、そういう問題についての問題もありますので、そういう面も考慮しながら、この場合には相談等進めないとまずいと思っております。以上でございます。

○十二番（原 敏子君）

それでは、最後ですからあれですけれども、市長が言われました、日の丸が国旗かどうかという点ですけれども、今市長が答弁されましたように、日の丸が国旗だというふうには明文化されていないというふうなことが言われました。私はそのとおりだろうと思うんですね。ですから、先ほどの答弁で日の丸は国旗でありますという答弁がこの本会議であったわけなので、これは日の丸が国旗であるというふうな根拠がどこにもないわけですから、私は訂正をされた方がいいんじゃないかなというふうに思いますけれども、いかがなものか、これは私の問題ではありません、市長の問題ですから、私はそういうふうに思います。それと同時に、そういうふうに明文化されていない日の丸に対し、この本会議で国旗でありますというふうな、こういうような断言をされるということは、私は間違ではないかというふうに思います。

この本町保育園の、この日の丸を手にしての体操ですけれども、これらにつきましては、この日の丸については、市民の中でもいろいろな意見があり、考えがあるわけです。公の施設の保育所でこういうふうな、言ってみればいろいろな意見があるようなこと、保護者の中でのいろいろ、園長だとか、こういうことはおかしいんではないかとか、そういうようなことがあるようなことは、私はあえて行なうべきではないだろうというふうに思いますので、ぜひともこのところ、どういうふうな経過でこういうふうになったのか、一応調べておいていただきたいというふうに、これは要望しておきます。そのうち、本町保育園のことしの体操がどういう経過でこうなったのかということ、また別な機会でお尋ねしたいと思います。

保育料につきましては、今、現時点の五九・二％が妥当であるというような答弁がありましたので、私は保育料というのは人件費を含まないものが一番、使用料として徴収するのがいいであろうというふうに考えておりますので、保育料を来年度は値上げをしないでいただきたい。そして九〇％が人件費だというわけですから、人件費を引くような形の、言ってみれば使用料というような形の保育料に変えていただきたいと、これはまた要望しておきます。

保育につきましては、先ほどもいろいろ答弁いただきましたので、いろいろな点でこれから問題が多々あると思います。今後の福生市の保育行政、やはり調査研究をして根本から、先ほども言いましたように産休明け、一歳、二歳児保育を充実することが、福生市の保育行政のこれからの進む道だというふうに思いますので、この点もよろしくお願いいたします。

それと、老人福祉につきましては、民生委員さんにも強力してもらって実態調査を行う中で、他市が行っているような施策で、今すぐ福生市で取り入れられるもの、取り入れなければならないもの、積極的にこれも取り行っていたきたいと願います。

それとれんげ作業所につきましては、やはり定員が十五名だから入れなかったというような話を聞かないよう、そのような、定員が十五名ですけれども、ふえていくのは承知しているわけなので、入れないというような声がないような、そういう入所をしていただきたい、これもお願いしておきます。

団地の件につきましては、いろいろありました。公園から道路、街灯、給水塔、部長が言うには、やっぱり団地住民と公社との、言ってみれば大屋とたな子の関係の問題が基本にあるのではないかと、言ってみれば、大屋さんが公社でないだけで、いろいろな意味でたな子と大屋の関係というのも出てきます。そういう点から見た場合、なかなか住民が交渉しても解決しない問題、住民の側の結果から見ると、平地の住民の皆さんよりも住民負担が多くなっているという問題は、これもまた間違いないんではないかと思えます。そういう点で見た場合に、やはり住民の皆さんが暮らしやすくするために行政を行っていくためには、やはり公園とか、今言いました給水塔とか生活道路、街灯、住民負担になっているものを少しでも少なくするために、行政としてはあらゆる手立てをとっていただきたいという

ふうに思っているわけです。ですから、今部長が言われましたように、公社との交渉もその一つでありましょうし、それと同時に、今の福生の条例の中で、市で行われるようなものがありましたら、公社と話し合いの上で住民負担を少しでも軽くするために、そういうふうな方向で話し合いをしていただきたいというふうに、これも要望しておきます。

それとごみの関係ですけれども、現実には共益費でダストボックスを買い、それがもう非常に大変だという声が当然出てきているわけですね。紙袋とかポリバケツとかいろいろな、立川の公社の富士見町団地ではビニール袋やポリバケツでごみを収集しているようです。福生で、たとえそうなった場合には、非常に収集が困難になるだろうと私は考えます。ですから、やはりこれも団地住民の皆さんや公社と話し合いの上で、住民の皆さんが不利にならないような手立てをぜひともとっていただきたいと思うんです。私は、ごみ収集につきましては市の独自の業務なわけで、それが、ダストボックスが今までは住民負担で購入し、今それをやっているわけですから、私は何らかの形でダストボックスに対する市の補助金をつけてもいいのではないかと、このように考えています。ですからその点は公社との話し合いもあるでしょうし、団地住民との話し合いもあるでしょうから、そこらのところは団地住民の皆さんが不利にならないように、平地の市民の皆さんと何ら住民負担が変わりのないような、そういうようなごみ収集業務を行っていただきたい、これも要望しておきます。

これにつきましては、まだまだ私自身も納得がいきませんので、またこの次の機会にお尋ねしたいと思いますから、よろしく願います。以上で終わります。

○議長（村尾栄次君） 次に、十一番松山 清君。

（十一番 松山 清君登壇）

○十一番（松山 清君） 一般質問をさせていただきます。

第一番目は、天皇問題についてであります。天皇問題については、主権在民の原則に立って対応することが大事であり、正しい対応であると考えられるものであります。そこで私は、なぜ主権在民の対応なのか、今天皇問題とは何なのかなど少し申し述べて質問とするものであります。

九月十九日の天皇の吐血以来のわが国は、極めて異常な状態にあります。政府は、閣僚の国際会議出席や外国要人の来日を中止し、首相の遊説を取りやめ、自治省などの担当者は地方自治体や関係団体に諸行事の自粛を求め、天皇死去の際の議会の審議中断と黙禱、お祝いの行事の自粛などまで勧告し、政府と少なからぬ自治体が記帳所を設置し、自粛を事実上強制して自粛を求めました。この自粛の動きに拍車をかけたのが、マスコミの異常報道です。敬語をやたらに使い、天皇を賛美し、天皇の平癒を願う意見や記事のみを報道し、宮内庁発表の天皇の容体を、さして変化のないときもオリンピック中継を中断してまで報道し、各地の記帳や行事自粛の模様を大々的に報じてきました。これらの影響を受けて、記帳所に行列がつけられただけでなく、各地の産業振興や観光事業、社会福祉などに関係あるさまざまな行事も中止、あるいは縮小され、学校の運動会でも万国旗の飾りをやめたり、徒競走の号砲のピストル使用をやめるなど、全く非常識なことまで、場所によってはなされました。国政に関する権能を有しないはずの天皇が回復不能と見られる病床に横たわっている事実が、国民の社会生活を事実上支配して、国政に重大な影響を与えている状態は、極めて異常な反民主的な事態であります。自粛はさまざまな産業や企業に混乱をつくり出し、中には自殺者も出るなど、天皇狂と言われる状況さえあらわれ、国民各層の深く強い不満を呼び起こし、マスコミの異常な天皇報道に対しても、マスコミ関係労働者を含め、広範な人々からの批判が起りました。

日本の異常な事態は、大きな国際的批判も招きました。その批判は、現天皇が第二次大戦の責任者である事実を指摘しています。外国の新聞記者が、天皇の美化、記帳や自粛などが政府やマスコミによって組織されている異常事態が、天皇の元首化、日本共産党への弾圧を初め、自由の抑圧など憲法改正を含む政治反動の強化をもたらすのではないかと懸念を表明しています。そして、この異常事態に抗して戦う自覚的勢力の活動に大きな関心と期待が持たれていることは、外国の報道などでも明らかです。国際的な批判の高まりと、国民生活への悪影響の大きさに慌てて、政府や皇太子らは自粛の行き過ぎへの懸念を表明したり、新聞も自粛批判の投書載せるようになり、一部の新聞編集者は、新聞が自粛を先導したことはないなどという弁解までしましたが、マスコミが自粛を事実上強制的に組織し、先導した責任は明白であり、責任逃れは許されません。

一部の勢力は、現天皇を十五年戦争に責任のない平和主義者として、あるいは政治に関係のない文化人として描こうとしています。しかし、現天皇に戦争の責任があることは余りにも明らかです。政治制度の上でも、天皇は統治権

の総攬者として統帥権、立法権、行政権を含め、国家権力の全権を実質的に掌握する唯一の機関であり、あらゆる分野の情報を総合的に把握、判断できる唯一の人物でした。実際に現天皇は、一九三一年に開始された中国東北部への戦争を承認し、激励しました。さらに、今から四十七年前の十二月八日、きょうがその日であります。この日太平洋戦争が開始され、その結果、日本人三百十万人とアジアの人々二十万人の命が奪われ、傷つきました。一九四一年、この太平洋戦争の開始も、現天皇の決断と詔書による意思表示があったればこそなされたものです。極東裁判で東条英機が「天皇の意思に反することをする国民はいない」との旨を供述して、天皇を訴追しないことにしていたビーン・検事を慌てさせた事実、事の真実をあらわしたもので、終戦についての近衛らの進言を入れずに戦争を継続した現天皇には、広島、長崎の悲劇などの責任があると思います。一部勢力などは、天皇が極東裁判に訴追されなかった事実をもって、天皇に戦争責任がないことの証拠のように主張していますが、アメリカの対日占領政策に天皇を利用する政治的必要から訴追しなかっただけのこと、ウィップ裁判長が「天皇には戦争責任があるが、訴追されなかったから裁かれなかった」と語っているとおりであります。

また、侵略戦争は、その遂行のための国内の暗黒の専制政治体制と不可分に結びついていますが、最悪の人権抑圧法である治安維持法は、一九二五年、摂政として大正天皇に代わって天皇の権限を行使していた現天皇の署名と捺印のもとに公布、施行されたものであり、一九二八年の、最高刑を死刑とし、目的遂行罪を新設した治安維持法の大改悪は、帝国議会の賛成を得ることもできなかったものを、天皇の名で一方的に発する緊急勅令の公布として行われました。そして特高警察によって、共産党員や民主主義者の逮捕や拷問がなされ、天皇の名による裁判で重刑を科せられたのであります。

戦後の民主化は不徹底なものでしたが、日本国憲法は天皇制の政治と侵略戦争への反省の上に立って、平和的、民主的条項を重要な内容とするものとして制定されました。現天皇に戦争の責任があるという事実を目を背けて美化することは、やはり歴史の歪曲につながると思います。戦後の民主主義の原点、現憲法の出発点を否定するものとして、政治的にもやはり極めて重大だと思えます。日本国憲法のもとで、天皇制は残ったものの、天皇は国政に関する権能を一切持たない、単なる象徴として限定された国事行為のみを行う存在とされました。しかし現天皇は、その任務をやはり逸脱し、国政に関与してきたと思います。サンフランシスコ条約への賛否をめぐって国論が分裂している

ときに、天皇はこの条約締結を歓迎する旨を公然と述べました。政府などの指示をよいことに、皇室外交なるものも展開して、元首のように行動もしてきました。アメリカによる沖繩の長期占領を主張したり、広島への原爆投下はやむを得なかったとも発言したりしました。解釈を拡大し、反動的政治目的に天皇を利用してくる政府の責任は重大であります。同時に、これらの逸脱と国政関与が天皇の意志に反して行われることはあり得ず、憲法の規定する憲法尊重、擁護義務に違反してきた責任も重大であります。現天皇の生涯について語ろうとするなら、これらの歴史的事実はやはり避けて通ることはできないものであると思います。それを回避しての天皇美化は、結局、戦争、また専制政治の美化、現憲法の解釈、改憲の正当化にならざるを得ません。

天皇が日本国の象徴であるからということで、記帳所の地方自治体による設置とか、死去の際の黙禱とか、学校休業などの追悼行為とか、各種行事の自粛とかは当然だという議論をする者がありますが、しかし、主権在民の原則、基本的人権保障の原則など、現憲法の根幹をなす原理の方が、象徴天皇制という、現憲法体系でも根本原理とは言えないものよりもはるかに優越していることは明らかで、この優越性を侵すようなことは許されません。天皇の病氣や死去によって、国や地方の政治の日程が左右されたり、国民生活が規制されたり、しわ寄せを受けたりするなどというのは、国民主権と人権保障などの憲法の民主的原則よりも象徴天皇制を上位に置くものであって、やはり本末転倒であると思います。天皇の戦争責任を指摘したイギリスの新聞への外務省の抗議文書で、天皇を元首と呼び、それも統治権の総攬者であるような元首の場合にふさわしいSOVEREIGNという英語を充てるとか、国会答弁で天皇が日本国を代表する権限を持つと述べて、国政に関する権能を有しないとすする憲法の規定を完全に無視するなど、天皇の病氣を機に、天皇元首化の策動が強まってきています。

また、政府や宮内庁は、天皇の死去に伴う行事について、大正天皇死去のときの五十近い儀式をほとんど踏襲することを予定し、例えば剣璽の儀のように、旧皇室典範などにはあったが、現行皇室典範では、現憲法の政教分離の原則等から排除された儀式まで国事行為として行おうとしています。天照大神の子孫として神である天皇が日本を統治するということ建前に立っていた旧憲法、典範のもとでは、天皇家の私的な行事や宗教的行事も公的なものとされてきましたが、これらのかつての建前のすべてが完全に否定されたのに、それを無視してかつての儀式の再現を計画しているのであります。天皇家の私的な行事とされるものも、実際は大々的な報道などによって、事実上公的なものと同様に扱われる危険も大きいと見なければなりません。これらも重大な解釈、改憲の策動であります。

こうして、天皇の病氣や代がわりを契機に、象徴に過ぎない天皇の元首化、さらには神格化を企てていると思われる。今日の天皇問題の性質は、天皇を国民の上に置き、天皇元首化を図るなどして憲法改悪を推進するか、それともこれを阻止し、主権在民を初め憲法の民主主義的原則を擁護するかということにあります。現状は、これまで天皇問題を考えたことのなかったような人々にまで、さまざまな影響が及ぶなど、現天皇の評価、天皇制の是非などの討論を、いやがおうなしに国民的課題にしています。一部勢力や商業マスコミなどが、天皇尊敬の国民感情なるものを云々しますが、その感情そのものが、明治以来天皇制政府やその追隨勢力によって人為的につくられたものです。しかも、天皇に対する国民感情は、決して一路美化とか、尊敬一筋とかというものではありません。天皇の名で行われた戦争で肉親を失い、犠牲をこうむった多くの人々が天皇の戦争責任を問い、天皇への批判の感情を抱いています。また批判とまでは言えないにしても、非常に複雑な感情を持っている人が多数と言えます。

フランスの人権宣言から、来年は二百年にあたるのに比べて、日本では国民主権や基本的人権が公式に確認されてから四十三年に過ぎないという事実は軽視できませんが、四十三年の歴史は決して無駄には流れてはおらず、国民の館に民主主義的自覚は着実に強化されています。自粛への国民の強い批判も、そのあらわれであります。天皇問題の国民的討論を展開して、現天皇について冷静に、客観的な評価を下し、天皇制のような世襲の自然人を国の象徴とする制度が存在する原因や、その制度の是非について正しい判断を下し得る条件は、今明確に存在するのであります。今こそそうした討論を行い、主権在民の原則を貫くことが求められていると私は考えるものであります。

以上のような立場から、私は天皇問題を取り上げました。また、私ども共産党議員団においては、十月上旬に市長並びに教育委員会に、天皇問題での申し入れを行ってきたところであります。天皇の重体を理由とする教育関係諸行事の中止、自粛、見舞いなどの強要をしないこと、一つ、天皇の死去に際して児童、生徒、教職員、父母への黙禱、反旗掲揚の強要、喪服の強要、葬儀その他これに類する行事への参加の強要はしないこと、また授業予定の変更を行わないことなど、主権在民の原則にのっとって対処することを強く求めるものであります。市長及び教育委員会といまして、いかなる対応をされる考えであるか、昨日もいろいろの答弁がされておりましたけれども、さらにお尋ねするものでございます。よろしくお願いいたします。

二番目は、基地問題についてであります。

基地問題の一つといたしまして、基地対策室、課の設置についてであります。横田基地によって福生市は、行政的、まちづくり、公害、風紀、環境など、市民の日常生活と自治体運営に大変大きな、そして悪い影響を受けていると思います。このような状況の把握や他市町の状況、また他地域基地所在地の状況など、きちんと常に把握しておくことが必要だろうと思います。そうした収集した情報を、この町の主権者である市民に知らせることも必要だと考えるものであります。そこで、これらを実施する立場に立つとすれば、当市におきましては基地対策室、または課を設置していくことが当然のことではないかと、私は考えるものであります。それが基地をなくしていく上で、市民にとって大変重要なことであると思うのでございます。石川市長におかれましてはどのように考えておられるのか、ひとつお聞かせいただきたいと思います。

基地問題の二番目といたしまして、フィリピンからの部隊の移駐についてであります。昨日もいろいろ論議がありました。市当局といたしまして、この件において掌握している状況について、すべて明らかにしていただきたいと思います。また、市長におかれましてはいかように対応するか、移駐について反対と、この立場を最後まで貫く決意を持っておられるのかどうか、その辺もお聞かせいただきたいと思います。

基地問題の三番目といたしまして、年末年始の飛行停止についてであります。例年、市当局も正月三が日の飛行停止を申し入れておられるわけですが、ことしも要請行動をどのようにやっているか、お尋ねするものでございます。ことしの三が日は飛行回数が少なかつたわけでありましたが、ことしの末、また来年の三が日、いかように飛行回数が減少するのか大変注目されているところであります。市長の決意と行動をお聞かせください。また、年始というだけではなくて、年末についても当然飛行停止を要求していくべきだろうと思いますので、その辺も合わせてお聞かせいただきたいと思います。また参考に、ここ三年ほどの十二月二十三日ごろから翌年一月三日までの飛行回数を、お調べになっていただければお知らせいただきたいと思います。次第でございます。

三番目は、児童館の増設についての質問でございます。児童館機能を持った田園会館の利用は、六十一年度二万七千九百八十人、六十二年度は二万九千六百五十六人と見られるように、年ごとに増加し、大変好評でございます。この問題で、我が党の原敏子議員が、かつて六十年九月議会での児童館増設をとの一般質問に對しまして、その時点で

は、「開館以来日も浅く、今後の福生市の児童館活動については、さらに研究をしていかなければならない問題と考えております。そしてこれらの実践活動の中から基本方針を打ち出していききたいと考えております。」と答弁されておりました。また、福生市基本計画（修正）で、田園会館の充実を図る、また今後の児童館のあり方について、田園会館の実践活動を通じて検討していくというふうに記されております。こうした上に立ちまして、今日の時点で、やはり私は早期に児童館を、熊川並びに福生地域にそれぞれ少なくとも各一館ずつはつくっていく必要があると考えるものであります。市当局といたしまして、市長もう交代されたことでもあり、この子供たちに大変好評な児童館建設をする考えをどのように持ってもらえるのか、お尋ねをするものでございます。

四番目は、子供の科学館についての質問であります。子供たちが書籍などの上からだけでは十分知ることのできない問題などについて、子供たちが自身のみずから手で触れ、体験できるような施設が必要だと私は考えるものです。天体、宇宙空間のこと、エレクトロニクス分野での進歩など、著しい科学の進歩を体験できる施設、そうしたものをつくる考えがあるのかないのか、どのように持っておられるのか、その辺を市長にお尋ねするものでございます。

以上で、登壇をしての一般質問とさせていただきます。

（市長 石川彌八郎君登壇）

○市長（石川彌八郎君） 松山議員さんの御質問に答弁いたします。

第一点目の天皇問題についての御質問でございますが、この問題につきましては既に大森議員さん、遠藤議員さんの御質問にお答え申しましたが、市といたしましては、現段階では各種行事の中止、自粛など独自に実施をする考えはございませんが、万一の場合はどのように取り扱うべきかにつきましては、特に考えておりません。今後通達等があった場合は、その時点でその内容等よく検討し、対応を考えていきたいと、かように思っておる次第でございますので、よろしくお願いをいたしたいと存じます。

それから次の基地問題についての一点目、基地対策室の設置についてでございますが、現在の基地対策のセクションは、基地の存在を基本的に容認しつつ、そこから発生するさまざまな障害の防止や民生安定対策等、基地周辺対策の積極的な推進を図るための内部の総合的な窓口及び関係機関との渉外を主眼として設置されているものでございます。私といたしましては、今後もうこうしたセクションの必要性を感じておるところでございます。御質問の趣旨の

ような課等の設置についての考えは持っておりませんので、よろしく願いたいと存じます。

次に、二点目のフィリピンからの部隊移駐については、昨日も御答弁申し上げましたとおり、五部隊のうち第六百空軍音楽隊については、隊員四十四名家族六十六名全員の移駐が完了、通信関係の二部隊は一部移駐が開始されておるところでございます。医療関係の二部隊につきましては、まだ移駐は実施されておられませんけれども、来年の九月末ごろまでには移駐してくる予定であると、昨日も申したわけでございますが、中止要請につきましては、機会あるごとにいたしておるところでございます。国に対しては九月二十日、十月十一日、司令官には十一月十五日といったようなあなばいで中止要請をしまいたったわけでございますが、安保条約に基づき実施されておりますものでありまして、極めて困難な情勢にありますますが、引き続き要請をいたしてまいりたいと、かように思っております。

次に、三点目の年末年始の飛行停止についてでございますが、これも特に正月三が日の飛行停止につきましては、十一月五日に東京局長に対し、また十一月十五日、司令官と面会をいたしまして、それぞれ文書による要請をいたしたところでございます。年末の件につきましては、ちょっと今いたしておりませんでございます。

それから次に、児童館についてでございますけれども、この御質問は増設の考えはといったようなことでございますが、児童館的機能を有する田園会館は、開設以来おかげさまで市民の皆様から非常に御好評をいただいておりますことは御案内のとおりでございます。地域会館は、公民館分館、あるいは図書館分館、あるいは地域の皆様の集会、学習施設として御利用をいただいておりますけれども、御質問の増設につきましては、敷地、あるいは建蔽率から、困難と思われる次第でございます。また、既にこの公民館等で児童向けの教室等も開設いたしておりますが、今後は年間の事業計画の中で、公民館、図書館事業とも十分連携するなどにより一層取り組みを図ってまいろうと、かように考えておりますので、よろしく御理解をいただければと存じます。

また、次の子供の科学館につきましては、教育委員会より答弁いたさせますので、よろしく願いをいたしたいと存じます。

以上で松山議員さんの一般質問の答弁、簡単でございますが終わらせていただきます。

○教育次長（古谷正夫君） 自席からお許しいただきまして、二点について御答弁させていただきます。

まず天皇の問題でございますけれども、昨日大森議員さん並びに遠藤議員さんに御答弁申し上げたとおりでございます。文部省あるいは東京都の教育委員会から、通達等は一切来てございません。そういう中で、教育委員会といましてはどのようなように取り扱うかについては、現在考えておりません。現在まで申し上げますと、小中学校におきましては平常どおり授業、あるいは行事等を行ってきたわけでございます。万一の場合についてでございますけれども、教育委員会と十分協議いたしまして、慎重に対応したいと考えております。

それから二点目の、子供の科学館の建設についてでございますが、この件につきましては、去る九月の定例議会におきまして、宮沢議員さんから御質問をちょうだいしたわけでございます。その中で、昨年の十二月から本年の八月までプロジェクトチームを編成し、多種多様に類別される博物館について、府中市あるいは相模原市の施設等の視察を含めまして検討した経緯がございます。そのプロジェクトの結論は、五万市民を対象とした教育学習としての場、また市民生活のアメニティーの確保という意味からも、設置する必要性があるというふうな結論を得たわけでございます。それで、その内容につきましては、福生市の歴史や風土、自然を理解する上で役立つ郷土博物館がふさわしいというふうな意見でございます。しかしながら、検討の段階では、宇宙科学、多摩川の淡水魚やほたるの飼育等も取り入れたら特徴のある博物館ができるのではないかというふうな意見もあったところでございます。子供の科学博物館につきましては、今後建設する考え方がございます博物館の中で、十分検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくどうぞお願い申し上げます。

○市民部長（小野光朗君） それでは引き続きまして、年末年始の飛行停止につきます市長の補足答弁を申し上げます。

まず、航空機の飛行回数調べでございますけれども、これにつきましては三年間の記録がございますので、御報告申し上げます。六十年の十二月二十三日が六十二回でございます。それから六十一年が二十八回、六十二年が八十六回でございます。次に二十四日でございますけれども、六十年が二十九回、六十一年が十五回、六十二年が十九回ということでございます。続きまして、二十五日でございますけれども、六十年が一回、六十一年が十七回、六十二年が五回でございます。次に十二月二十六日が、六十年七十二回、六十一年三十三回、六十二年五回でございます。それから二十七日が、六十年が百六十四回、六十一年が十三回、六十二年が七回でございます。次に十二月二十八日